

学校感染症に罹患した場合の対応

岐阜県立池田高等学校

下記の感染症は学校保健安全法の定めにより、「学校感染症」に指定されています。学校感染症に罹患した場合は、感染の拡大を防ぐために出席停止の措置をとります。各感染症の出席停止期間は下記のとおりです。医師の指示に従い、下記のとおり手続きをお願いします。

①感染が確認されたら、速やかに学校にご連絡ください。(0585-45-7755)

②感染症にかかったことを証明できる書類を提出してください。

- ・学校感染症による出席停止証明書
- ・受診を証明できるもの(調剤証明書のコピー等、患者名、日付、医療機関名、薬剤名等が記入されたもの)

「学校感染症による出席停止証明書」の用紙は、担任又は保健室に申し出ていただくか、本校ホームページよりダウンロードすることもできます。病院が発行した様式の証明書でも結構です。

※「池田高校ホームページ」→「保護者の皆さんへ」→「お知らせ・配布文書」

	感染症名	出席停止期間
第 2 種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、下顎腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎		
その他	感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、サルモネラ、カンピロバクター、マイコプラズマ、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎（RSウイルス等）、EBウイルス、単純ヘルペス、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属種（水いぼ）、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症等	

※その他は、第3種の感染症として扱う場合もあるものです。出席停止期間は、「症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで」です。